		貝
第126号議案	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	26
第127号議案	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	28
第128号議案	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	33
第129号議案	埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	39
第130号議案	埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例	42
第131号議案	特定都市河川浸水被害対策法施行条例	43
第132号議案	埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例	45
第133号議案	埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例	46
第134号議案	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	47

第百二十六号議案

玉 県 手 数 料 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例

埼 別 表県 玉 県 手 民 数 生 活 料 部 条 例 \mathcal{O} 項 棄 第 成 __-+号 二年 金 額 埼 \mathcal{O} 玉 欄 県 を 条 次 例 \mathcal{O} 第 よう 九 号 に 改 \mathcal{O} 8 る 部 を 次 \mathcal{O} よう ĺZ 改 正 す

イ ロ以外の場合

織 用 + す 兀 千三 る 年 ょ 方 法 1) 申 法 律 百 請 に 第 円 をす 百五 より (情 る 申 + 報 場 請 一 号) 通 合 をす 信技 る場 第六 とい 術 を 条第 う。 合 活 **(以** 用 __-L 項 に 下 た あ ۲ に 行 規 0 \mathcal{O} 政 号 定 て \mathcal{O} は、 に す 推 お る 進 千 1 電 等 九 7 子 に 百 情 関 電子 円 報 す 処 る 理 法 組 律 報 処 織 平 理 を 使 成 組

口 旅 券法 第二十条第二項 0 規定 \bigcirc 適 用 を受 け る 場 合

兀 千三百 円 電電 子 情 報 処 理 組 織 に ょ り 申 請 を する場合 に あ 0 て は 三千

別 表 危 機 管 理 防 災 部 \mathcal{O} 項 第三十 七 号 中 \neg 棄 成 + 兀

年

法

律

第

百

五.

__

号)

 \sqsubseteq

を

削

九

百

円

る。

十三号 証 取 取 採 免 司 項 栽 栽 取 別 許 \mathcal{O} 第四十四号 培 培者 栽 表保 証 再 に 者 中 培 交付 免 登 大 者 健 録 許 免 医 \neg 大麻 変 麻 手 申 許 療 数 中 更 草 請 \mathcal{O} 部 手数 料 草 採 手 _ 大 \mathcal{O} に、 採 取 数 項 料 栽 麻 第 に 取 料 培者 栽 改 草 兀 \neg に、 培 を \otimes 採 <u>+</u> 大 者免 取 麻 「第 \mathcal{O} る。 栽 _ 号 草 培者 採 許 七 中 を __ 種 千 取 証 大麻 第 百 栽 免 再 大 交 許 _ 培 円 麻 付 種 草 者 草 証 手 \mathcal{O} 採 大 を「二万 免 採 __ 麻 許 数 取 取 料 栽 草 申 を 栽 培 採 請 培 第 者 取 千 手 を 者 登 栽 八 数 免 種 培者 第 録 百 料 許 大麻 変 Н __- \mathcal{O} 更 \sqsubseteq を 種 \mathcal{O} 手 に、 大 草 に を 数 麻 採 改 第 草 料 取 \Diamond __ 第 種 採 栽 培 大 取 に 同 大 種 麻 者 改 項 栽 大 培 免許 \Diamond 草 第四 草 麻 採 者 採 苴

附則

(施行期日)

1 \mathcal{L} \mathcal{O} 条例 は 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 区 分 に 応 じ そ れ ぞ n 当 該 各 号に 定 \otimes る H カコ b

施行する

- 別 表 保 健 矢 療 部 0 項 \mathcal{O} 改 正 規 定 及 び 附 則 第 項 \mathcal{O} 規 定 令 和 七 年 月 日
- 別 表 県 民 生 活 部 \mathcal{O} 項 及 U 危 機 管 理 防 災 部 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 改 正 規 定 並 び に 附 則 第 項 \mathcal{O}
- 規定 令和七年三月二十四日
- 三 前二号に掲げる規定以外の規定

公

布

 \mathcal{O}

H

(経過措置)

2

行 改 \mathcal{O} 正 日 以 後 後 \mathcal{O} 埼 に さ 玉 県 れ る 手 旅 数 券 料 に 条 関 例 す 別 表 る 申 県 請 民 に 生 係 活 る 部 丰 \mathcal{O} 数 項 料 第 に 号 0 1 \mathcal{O} 7 規 適 定 用 は 当 該 同 規 H 前 定 \mathcal{O} に 施 Z

た旅 券に 関 する 申請 に 係 る手数料 に 0 い て は、 なお 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ

3

と に \mathcal{O} 0 規 録 前 あ 再交 定 関 草 事 草 適 \mathcal{O} 大麻 八 する る 採 用 採 取 \mathcal{O} 項 例 + 適用に \mathcal{O} 取 付 取 栽 \mathcal{O} に 四 に 取 栽培者 変更 は 栽 9 に 培者 法 よる 締 培者 V 係る改正 律 法 \neg 大麻 て \mathcal{O} 9 に こととされ 次 及 昭昭 免 登録変更手数料」 _ 係 項 は V び ۲, 草採 許証 ては、 麻 る 和二十三年 に 一後の埼 改 薬 同号中「第一種大麻 お 第一 取 0 正 及 い 栽培者免許 後 司 た び T ٢, 号中 司 玉県手数料条例別表保健医療 \mathcal{O} 改 向 種大麻草 埼 法 法 精 第二条 第一 神 律第百二十四号) 正 玉県手数料条例別 「第一種大麻草採取 とし、 法 薬 証 取 採取栽 種 再 \mathcal{O} لح 締 大麻 交付 草 同 規定によ 法 V う。 採 法 \mathcal{O} 培者 7手数料」 第七 草 取 採 栽 部 登 表保 る改 条第三項 第 取栽培者免 培 附 を 一録変更手数料」 栽培 者免 六条 則 改 لح 健 正 第 正 する |者の| 医療 四条 許 部 第 前 す 証 \equiv る \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 項第四 規定 大麻 許 0 部 項 法 \mathcal{O} と 証 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 に基づ 項第 と あ 規 草 定 再 とある **令** 定に基 交付 ある 十四四 0 る \mathcal{O} 几 栽 和 手 \mathcal{O} 号 < は +培 1) 五. \mathcal{O} の規定 免許証 -三号の 数 は づ 年 は 「大麻 \mathcal{O} な く 登 料 規 お 法 大 大 制

(大麻 改 正 別 表 保 法 草 健 附 \mathcal{O} 則 栽 医 療 第 培 部 七 \mathcal{O} 条 規 \mathcal{O} 制 項 \mathcal{O} 規定 第 に 関 兀 する 十二号の による申 法律 規定 請 \mathcal{O} に __ 係 0) 部 る手数 例 改 正 より に 伴う準 料 は、 徴 収 改 正 備 することができる。 行 後 為 に \mathcal{O} 埼 係 玉 る 早手数 手 料 条

4

P和六年十二月二日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元

裕

提案理由

草 を改定する等 \mathcal{O} 旅 栽培 券 \mathcal{O} 施 規 行 L 制 令 に関 た \mathcal{O} 11 ___ ける法 部 \mathcal{O} で、 改 正 (律の この を踏まえ、 案を提 一部改 正 出するもの に伴 般 旅 11 券発給手数料 であ 大麻草採 る 0 取栽培者免許手数料 額を改定 及 び 大麻 \mathcal{O}

第百二十七号議案

第六十一号) 知 事 事 \mathcal{O} 権限 \mathcal{O} の一部を次 に属する事 限 属 す \mathcal{O} る よう 務 処理 務 に改 処 理 \mathcal{O} び正する。 特例に関する条例 \mathcal{O} 特 例 12 関 す る 条 例 \mathcal{O} 一部を改正する条例 平 成 十一 年 埼 玉 県 条例

二第六項及 別表第二十三項第二号 Ü 第七項」を 事 加え 務 \mathcal{O} 欄 2 中 る。 「及び第三項」 \mathcal{O} 下に 第百三十 七条 \mathcal{O}

別表第百項市 別表第二十六項第五号市 町村の欄中 町村 加加 須市」 \mathcal{O} 欄 中 を 「 行 戸田 田市、 市 の 下 に 加須市」 に改 志木市」 める 加える。

に改め 号 に 五十六条の七第六項」 繰り下げ、 別表中第百 百 加 第五十六条 え、 兀 「第五十 「項とし、 同表第百五項第四号事務の 同 項を同 六項を第百十七 - 六条の \mathcal{O} 第百二項を第百三項とし、 七 を 第四項第三号」を加え、 表第百六項 五第一項第二号」 第五十六条の 項とし、 とし、 欄中 第 司 七第六 表 \emptyset 「第五 百 中第百 二六項 下 第百 K 同 カュ 項及び第五十 項第五号事務 十六条の五第一項第二号」の 四項を第百 ら第百十五項までを一項ず 項 第五十 の次に次 六条 - 六条の \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 項とし、 の七第四項第三 欄1中「及 項を加える。 八第四項」 第百三 び第 下 0

		102	
(1の認可に係るものに限る。) 条第五項第六号イに掲げる土地のうち四ヘクタ条第五項第六号イに掲げる土地のうち四ヘクタールを超える土地又は同号ロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。)	1 法第十八条第一項の規定による認可(同条第一 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	1の認可に係るもは、	一 農地中間管理事業の隹隹こ関する去聿 (平戊二一
	川口市	、 生 、 F 寄 町 入 市 民 、 問	宁田 市、羽主

する。

0 別 表中 n 下 げ 第 百 第 +九 七 十三項 項 を 第 \mathcal{O} 百 次 +に 八 次 項 \mathcal{O} لح 項 を 第 加 九 え +る 兀 項 カコ 6 第 百 + 六 項 ま で を 一 項 F

 \mathbb{H}

号) 設置 未満 づく 玉県条 特定 定 七 す 豊等に関 第三条 事 で る 七号。 都 定 雨 あ 例 市 務 都 のうち、 るも 水浸透阻 第 市 河 す 0 Ш 以 河 ,る条例 下 許 浸 Ш \mathcal{O} 水被 . こ の 可に に 浸 限 害行 次に掲げるもの 水被 及び 係るも ŋ 害対 項に (平成十八 為に係る面積が 害 埼玉県雨水流 法 策法施行 お 対 の施行 \mathcal{O} 策 VI を除 7 法 年埼玉県条例第二十 平 「法」とい のため 条例 (法第三十条 成 +出 (令 の規則 ^ 五. 抑 制施 クタ 和 . う。 年 六 法 に規 に基 年 設 律 \mathcal{O} ル 三郷 市 市、 市 生 春 川 市 日 谷 市 市、 宮 八 草 部 加 市 ` 代 須 市 行

1 条第 法 第三十 一項の · 条、 規定による許可 第三十七条第一 項 及 び第三十 九

3 2 第三十 法 法第三十一条第 第三十 九条第二項の ·四 条 (法第三十 項、第三十七 規定による申請 七条第四 条第二項及 項 書の受理 、及び第三

 \mathcal{O} +規定によ 九条第四 項に る条件の お V 付与 て準 用する場合を含む。

94

 \mathcal{O} +法 九条第四 規定によ 第三十 る協議 項に 五条 お (法第三十 V て準用する場合を含 七 条 第 兀 |項及び ŧ, 第三

5 む。 び第三十 法第三十 $\overline{}$ \emptyset 規 九条第四項において準用 定に 六条第二 よる通 項 知 法 第三十七条第 する場合 四 [を含 項 及

6 \mathcal{O} 規定に 法 第三 ょ +る届出 七 条 **本第三項及** \mathcal{O} 受理 び 第 八 条 第 項

7 法第三十 八 条第二項の 規定に よる検 杳

8 法第三十 八条第三項の規定に による標 識 \mathcal{O} 設 置

11 10 9 法 第三十 第三十 八 八 条第 条第六項 七 項 \mathcal{O} の規定に 規定 12 による損 ょ る協 失の 補 償

法 第三十 八 条第 八 項 \mathcal{O} 規定による裁決 \mathcal{O} 申 請

> 松 町 潮市 加市 上 久喜 吉 亩 町 尾 Ш 羽

12 法 第 兀 + _ 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に よる 許 日 \mathcal{O} 取 消

及 U 条 件 \mathcal{O} 変 更 並 び に 命 令

13 法第 兀 + $\overline{}$ 条第二 項 \mathcal{O} 規定 に による 措 置 及 U 公

16 15 14 法 第 兀 条 第 \equiv 項 \mathcal{O} 規 定 に る 公 示

法第 四 十二条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 立 入 検 查

法第 兀 十三条 第 項 及 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 第 二項 0 規 定 に よる

報 告及 び 資 \mathcal{O} 徴 収 並 び に 助 言 及 7 K 勧 告

17 1 カュ 5 16 ま で に 掲 げ るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 法 \mathcal{O} 施 行 に

る 事 務 \mathcal{O} う 5 規 則 基 づ 事 務 であ 9 て 別

12

規 則 で 定 \aleph る ŧ \mathcal{O}

第三条 知 事 \mathcal{O} 権 限 に 属 す る 事 務 処 理 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} __ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う 12 改 正

す

る。

二項」 五. に を 改 条第 物 別 Ø 表 を 資 第 項」 第 \bigcirc 同 九 欄 流 + 七 4 を 通 六 条 中 \mathcal{O} 項 「第六条第一 第二項」 効 事 「第二十 率 務 化に \mathcal{O} 欄 に 六条」 中流 関する法律」 改 項及び 8 通業務 を 同 第七条第 第二十 欄3 \mathcal{O} に改め、 総 中 合 -九条」 「第七条第二項」 _ 化 項」に改 及 同 び に改 欄 劾 1 率 め、 8 中 化 る。 「第四条第 \mathcal{O} 同欄 促 進 「第九条第二項」 2中「第五条第 に 関 一項及 す る び第

する。 四 条 知 事 \mathcal{O} 権 限 に 属 する 事 務 処 理 \mathcal{O} 特 例 に 関 する · 条 例 \mathcal{O} __ 部 を 次 \mathcal{O} ょ う 12 改 正

第二項」 に 次 別 \mathcal{O} 表 ように 第 を 九 加 + 加 え、 項 第 え 同 __ 号 欄 中 事 18 務 を \mathcal{O} 欄 19 と 3 中 第 7 十三条 カュ 6 17第二項 までを8 カュ \mathcal{O} 6 下 18 に までと 第 + 九 条 6 \mathcal{O} \mathcal{O} 次

7 法 第 + 九 条 \mathcal{O} 二第 項 \mathcal{O} 規 定 12 よる 承 認

中 5 を とし、 項 に 及 改 別 Ø び 表 6 第 第 同 六十 欄 لح 同 九 + L 欄 3 八 中 6 項第二号事務 を削 条第三項」 同欄 第 り、 五. 4 + 中 同 条第 第六 欄 に \mathcal{O} 改 5 欄 十 五 中 \otimes 2 項 中 _ 第六十 及び 条 同 「第六十 欄 第 中 を - 六条」 六十 「第六 3 を 4 九条第二項」 七条第三項」 +を لح 六条」 「第六十 Ĺ 2 に \mathcal{O} を 七条」 次 を 改 に 第 め、 第 七 次 五. 同 に + \mathcal{O} ÷ 条第二 改 ょ 欄 う 九 中 8 条 4 加え 第一 を5 同 項 欄

項 \mathcal{O} 法 規 第 定 五. に +よる 七 条 届 第 二項 出 \bigcirc 受理 及 び 第三 項、 第 六 +八 条 第二 項 並 U に 第 七 +条 第 __

表 第 九 +項 第二号事 務 \mathcal{O} 欄 中 「第六 +八 条」 を 第 六 +九 条」 改 \Diamond 戸

別

8 中 第 六 +九 条 第 項 _ を 第 七 +条 第 項 Ĺ 12 改 \aleph る

五. 知 \mathcal{O} 限 に 属 す る 務 処 理 \mathcal{O} 例 に 関 す る 例 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} よう 12 改 正

 \Diamond 同 19 を 司 中 表 20 +18 を と 12 三 __ + 中 19 لح 18 項 同 欄 項 17 18 を __ 号 中 を \mathcal{O} 次 19 事 第 第 次 五. 五. \mathcal{O} + \mathcal{O} + 改 ょ \Diamond __ 6 条 う 中 に 第三 第 同 欄 加 五. 第 項」 え 三 項」に、「 15る。 中 条 を 第 19 五. 第五 項 を 18 +一条第 を 20 第 19 に 兀 改 几 条 項 に 第 \aleph 改 七 に \emptyset 同 項 改 19 司 め 中

中 司 別 16 18 を 五. 表 中 同 +欄 第 17法 15三十 を لح _ 第 9 五 16 中 し と 第 +項第二号 四 同 15 条第 欄 項 14 15 を 中 を _ \mathcal{O} 「第五 事 次 16 項 第五 に 務 \mathcal{O} に 規 次 \mathcal{O} ++ 定 改 欄 \mathcal{O} ょ \otimes に __ 6 $\overline{}$ 条第三 条第五 中 ょ う に 同 る \neg 欄 第三条第五 公 加 一項」を 項 え 12 表 る。 中 に、 「15 16 _ 16 「第五 \mathcal{O} こを 項 事 務 + $\frac{\neg}{17}$ を に 一条第 係 \neg 第 る 16 に 匹 B 兀 改 条 \mathcal{O} 項 第 に に \otimes 改 七 12 め、 同 項 る 改 16 \aleph 司 改

15 第 五. +条 第三 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 公 表 13 \mathcal{O} 事 務 に 係 る b \mathcal{O} に 限 る

附

1 条 各 例 号 は 定 令 和 七 年 カュ 兀 月 _ 日 カコ ら 行 す た だ 次 \mathcal{O} 各 号 げ

第二条 \mathcal{O} 規 定 和 七 年 七 月 ___ 日

当該

8

る

日

5

施

行

す

る

- 第三 車 運 送 条 事 \mathcal{O} 業法 \mathcal{O} 流 部 通 業 を 改 務 正 \mathcal{O} する 総 合 法 化 及 律 び **令** 効 和 率 六 化 年 \mathcal{O} 法 促 律 進 第 に -+ 関 す 三号 法 \mathcal{O} てド 行 \mathcal{O} 日自
- 三 第 \mathcal{O} 兀 条 \mathcal{O} を改 規定 正 す 住 る 宅 法 確 律 保 要 令 配 慮 和 者 六 年 12 法 対 律 す る 第 賃 几 +貸 三 住 号) 宅 \mathcal{O} 供 \mathcal{O} 施 給 行 \mathcal{O} 促 \mathcal{O} 進 \Box に 関 す る 法
- 兀 た 第 第 め 五. 六 条 \mathcal{O} 十二号) \mathcal{O} 業振 規 定 睴 地 食料 \mathcal{O} 施 域 行 \mathcal{O} \mathcal{O} 安定 整 \mathcal{O} 備 Н 供 12 給 関 す \mathcal{O} る た 法 \otimes \mathcal{O} 律 等 農 地 \mathcal{O} _ \mathcal{O} 確 部 保 を 及 改 正 び す そ る \mathcal{O} 有 法 効 律 な 令 利 用 和 六 を 义 年
- 事 又 町 V \mathcal{O} う。 は 村 \bigcirc 令 長 \mathcal{O} 条 長 が \mathcal{O} 例 7 \mathcal{O} げ \mathcal{O} さ 規 る 対 適 玾 例 (第 定 用 n 事 \mathcal{O} 7 た 施 に 務 一条 さ 0 及 申 行 ょ に U 係 n VI 請 \mathcal{O} り \mathcal{O} るそ 規 執 知 た 7 そ 日 事 定 申 は 行 請 す 他 が ħ に る 下 ぞ 限 そ \mathcal{O} た処 該 れ \mathcal{O} こととな 行 施施 る 他 市 為 \mathcal{O} 分 で 行 法 以 町 \mathcal{O} そ 令 行 村 日 下 為 \mathcal{O} 司 \mathcal{O} る とみ 長 事 行 لح 条 他 U 務 \mathcal{O} H V 例 \mathcal{O} な L に に う 行 若 た処 係 同 \mathcal{O} る 表 で < 現 分 4 \mathcal{O} 前 は 行 そ \mathcal{O} 市 に に 規 \mathcal{O} は 法 そ 則 際 \mathcal{O} 町 村 令 \mathcal{O} 改 以 施 等 \mathcal{O} 正 \mathcal{O} \mathcal{O} 下 行 行 カ 後 規 為 を H \mathcal{O} 定 有 法 又 以 別 に は 後 げ す 令 表 当 る る \mathcal{O} 該 お 市 り ŧ 知 7 市 け 町 \mathcal{O}

令和六年十二月二日提出

野

が処理することとし、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

知事の権限に属する事務の一部を市町村

市町村への権限移譲の推進を図るため、

提

案

理

由

知 事

大

元 裕

— 32 **—**

第百二十八号議案

刑 法等 \mathcal{O} 部 を改正する法律等 \mathcal{O} 施行 に · 伴 う 関係条例 \mathcal{O} 整備 に 関 する 例

目次

第一章 関係条例の一部改正(第一条—第九条

第二章 経過措置

第一節 通則 (第十条·第十一条)

第二節 刑 法 等 \mathcal{O} 部 命改正 立する法 律等 \mathcal{O} 行 伴う 関 係 条例 \mathcal{O} 整 う

過措置 (第十二条—第十四条)

第三節 その他 (第十五条)

附則

第一章 関係条例の一部改正

(埼玉県吏員恩給条例の一部改正)

第 一条 埼 玉 県 吏員 恩給条 例 昭昭 和 八 年 埼 玉県条例第十三号) 0) _ 部 を 次 0 ょ うに

改正する。

第十一条 第 項第二号 中 「懲役 若 ハ 錮 刑 を 拘 禁 刑 に 改 \otimes 同 第二

項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条 ノ 二 中 懲役 又ハ 禁 錮 1 刑 を「拘 禁刑」 に 改 め、 同 条 に 次 \mathcal{O} 項

を加える。

前 項ニ 規 定 ス ル 干 法 (明 治 兀 年 法 律 第 兀 + 五 号) 第二十 七 条第 項

公訴 ノ提起ガ サ タ ル 場 合 及同 法 第二 七条 \mathcal{O} 七 第二項 公訴 ノ提起ガサレ

ル 場合 ニニ於ケ ル 退 隠料 及 増 加退 隠 料 1 停 止 \equiv 付 テ ハ恩給法 第 五 + 八 条 ノニノ

規定ニ依ル普通恩給及増加恩給ノ例ニ依ル

第三十 五. 条第一 項 中 「懲役」 又 ハ禁 錮 1 刑 を 拘 禁 刑 に 改 \otimes 同 条 項 中

禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

前 項 = 規定ス ル Ŧ ノ 外 刑 法第二十 七条第二項ノ 公訴 提 起 ガ サ V ル 場合

及同 法第二十 -七条の 七第二項 公訴 1 提 起ガサレ タ ル場合 三於 ケ ル 扶 助 料 ノ停

= 付テ ハ 恩給 法第 七 七 条 規 定 = 依 ル 扶 助料 同条第二項ニ 於 テ 準 用 ス ル

場合ヲ含ム)ノ例ニ依ル

五. +八 入条第一 項 中 禁 錮 以 Ŀ を 拘 刑 以 Ŀ に、 懲役又 ハ 禁 錮

を 拘 に 改 め 司 項第二 号 中 明 治 兀 +年法 律第四 十 五 号) 第二十 七 条」

を「第二十七条第一項」に改める。

别 \mathcal{O} 員 \mathcal{O} 給与及 び旅 費 に関 する条 例 及 び 埼 玉 県教育委員会教育 長 \mathcal{O} 給与

等に関する条例の一部改正)

次に 掲げる条例 \mathcal{O} 規定中 「禁錮」 拘 禁刑」に 改 8

- 莂 第三条第二 \mathcal{O} 職員 の給 項第二号及 与及び旅 び第三号並 費に関する条例 びに 第四条第 (昭 和二十四年 五 項 第二号 埼 玉 県条例 第二十
- 埼玉 七号) 一県教育 第 四条第二項第二号及び第三号並びに第六条第 委員 会教育 長 \mathcal{O} 給与等に関する条例 (昭 和二十七年埼 兀]項第二号 玉 例 第
- (集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)
- 第三条 集団行進及び 集団示威運動に関 する条例 (昭和二十 应 年 玉 県 条 兀
- 一号)の一部を次のように改正する。
- 第五条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める
- 四条 職員の分限に関 する条例 (昭 和二十六 年 埼 玉県条 例 第 五. + \mathcal{O} 部
- 次のように改正する。
- 第六条第一項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め
- (職員の給与に関する条例等の一部改正
- 第五条 次に掲げ る条例 \mathcal{O} 規定中 「禁錮 を「拘 禁 刑 に 改 8
- 職員の給与 に関する条例 (昭和二十七年埼玉 一県条例 第十 -九号) 第十 九 の 二
- 第三号及び第 四号 並 びに 第十 九条の三第 一項第一号及 び第三項第一号
- 条の三第三号及び第四号並びに第十二条 学校職 員 0) 給与に関する条 例 (昭和三十一年 \mathcal{O} 四第一項第一号及び第三項第一号 埼玉県条例第三十三号) 第十二
- \equiv 第一項第一号及び第五 職員 0 退職手当に関する条 項第二号、 例 昭 第十七条の 和三十 八年 見 埼 出 玉県 l 及 CK 条例第十 同 条第 八号)第十六条 項第 一 号、 第
- 十八条第一項第一号並びに第二十条第四項
- 匹 埼 玉県指定特定非営 利活動法人の指 定 \mathcal{O} 手 続 等 関 す る 条 例 $\widehat{\overline{\Psi}}$ 成二十 兀 年
- 埼玉県条例第六十号)第六条第一号口
- (埼玉県立自然公園条例等の一部改正)
- 第六条 次に掲 げ , る条例 \mathcal{O} 規 定中 「懲役」 を 拘 禁 刑 に 改 \Diamond
- 埼玉県立自 然 公園条 例 (昭 和三十三年埼玉 県 条例 第十五 号) 第三十五 条及 7 K

六

- びに第十三条第 埼 玉 県 光迷惑行 五項 為 防 及び第六項 止 条 例 昭昭 和 八 年 埼 玉 県 条 例 第 几
- 埼玉県 自 環 境 保 全 条 例 (昭 和 匹 +九 年 埼 玉 県 条 例 第 兀 号) 第二十九 条 及 てド
- 埼 玉 県 土 採 取 条 例 (昭 和 兀 +九 年埼 玉県 条 例 第 六号) 第十九条第一
- Ξ. 埼 玉 県 屋 外 広 告物 条 例 昭 和 五. +年 埼 玉 県 条 例 第四 十二号) 第二十八

- 埼 Ġ 玉 県 第 青 +少 年 八 条 健 全育 \mathcal{O} 三ま 成 条 例 ~昭 和 五. 十八 年 埼 玉 条 例 第二十八号)
- 七 九条 玉 守 点 検 業者 登 録 条 例 昭 和 六 +年 埼 玉 県 例 第 兀 +兀
- 声 第 十 \mathcal{O} 用 に 項 ょ る 暴 騒 音 \mathcal{O} 規 制 に 関 す る 条 例 $\widehat{\overline{\Psi}}$ 成 六 年 玉 県 兀 +
- 九 埼玉県 動 物 \mathcal{O} 愛護 及 U 管 理 に 関 す る 条 例 棄 成 埼 玉 条 例 第 九 号)
- 埼玉 第 四 一県希 +· 条 及 生 U 動 第四 + \mathcal{O} \mathcal{O} 護 に 関 す る 条 例 平 成 +三年 埼 玉 県 例
- 埼玉県情 報 公 開 条 例 棄 成 + 年 埼 玉 県 条 例 第 七 Ł 号) 第 几 +
- 第六十四号)第三十 埼玉県土砂 \mathcal{O} -八条から たい 第四 積等 一十条ま \mathcal{O} 規 制 に で 関 す る 条 例 棄 成十 兀 年 埼 玉 県

条

例

- 十 三 第二十八条及び第二十 埼 玉 一県ふぐ \mathcal{O} 取 扱 -九条 V 等 iż 関 す る 条 例 棄 成 +兀 年 埼 玉 県 条 例 第 七 八 号)
- 十 五 四 埼 玉 埼 玉 県雨 第二十五条及び 県 砂 防指定 水流出 地 抑 管 制 第二十六 施設 理条 \mathcal{O} 例 設置 平 等 成 に +関 五. す 年 る 埼 条 玉 例 県 条 棄 例 成 第 +兀 八 +年 Ξ. 埼 号) 玉 県条 第 九 例 第

二十号)

- 第十五条及 埼 玉 県統計調査 び第十六条 条 例 棄 成二十 年 埼 玉 県 条 例 第六 + · 号) 第 +几 条 第一 項
- 項及び第三十三条 埼玉県暴力団 . 排 除 条 例 平 成二十三年 埼 玉 県 条 例 第三十 九 号)
- 第二十条から第二十二条ま 埼 玉 一県薬物 \mathcal{O} 濫 用 \mathcal{O} 防 止 7 に 関 す る 条例 (平成二十 Ė 年 埼 玉 県 例 第十 九
- 十九 埼 玉 県 行 政 不 -服審査· 会条 例 棄 成 七 年 埼 玉 県 条 例 第 六 +兀 号) 七 条
- $\frac{-}{+}$ 埼 玉 令 和 県 元年埼玉 被保 護者等住 県条例第二十二号) 居 • 生 活 サ ピ 第 四 ス 提 + 供 事 八 条 業 \mathcal{O} 業 務 \mathcal{O} 適 正 化 等 12 関 す る
- <u>-</u> + -年埼玉県 埼 玉 県 条 t 例第二十九 F に お ける自動 号)第十四 車 等 \mathcal{O} 適 正 な 取 扱 V \mathcal{O} 保 関 す る 例 令
- 兀 個 人情 並 Ü 12 \mathcal{O} 保 護 則 第 12 関 する法 条 第 律 項 及 施行 び 第 条 例 兀 項 令 並 和 び に 兀 第 年 五 埼 条 玉 第 県 条 項 例 五.
- **(** 埼 県 心 障 害 者 養 共 済 制 度 例 \mathcal{O} 正
- \mathcal{O} 部 を 次 玉 県 \mathcal{O} ょ う に .害者 改 正 扶 す 養 共 済 制 度 条 例 昭 和 兀 + 五. 年 埼 玉 県 条 例 第 七号)

九 条第二 号 中 懲 役 又 は 禁 錮 \mathcal{O} 刑 を 拘 禁 刑 に 改 \otimes

(埼玉県生活環境保全条例の一部改正)

八 条 埼 玉 県 生 活 環 境 保 全 条 例 平 成 $\overset{+}{\equiv}$ 年 埼 玉 県 条 例 第 五. +七 号) \mathcal{O} 部 を 次

百 三十 兀 条 及 び 第 百 + 五. 条 中 懲 役 を 拘 禁 刑 に 改 8 る

よう

に改

Ē

す

百 三 十 六 条 第 項 中 「懲役 を 拘 禁 刑 に 改 め、 同 条第二 項中

拘禁刑」に改める。

百 三十 七 条 及 び 第 百二 + 八 条 中 懲 役 を 拘 禁 刑 に 改 \emptyset る

绮 玉 県特 定 再 生資 源 屋 保管 業 \mathcal{O} 規 制 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 部 改 正

九条 埼玉県特 定再 生資 源 屋外 保管業 \mathcal{O} 規 制 に 関 す る 条 例 **令** 和 六 年 埼 玉 条

第三十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十四条及び第三十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める

第二章 経過措置

第一節 通則

.罰則の適用等に関する経過措置)

2 う。 び よることとされ は る 刑 \mathcal{O} 改正 以 う。 規定 短 旧 に 条 \mathcal{O} 刑 $\overline{}$ 下 刑 Ł \mathcal{O} が 法 を \mathcal{O} 前 法 \mathcal{O} 条 含ま 第十 に 第十 \mathcal{O} 等 例 例 同 \mathcal{O} 刑法 限 $\dot{\mathcal{O}}$ U 錮 に 条 \mathcal{O} ·二 条 る。 ħ 六 ょ 施 一部を改 例 るとき する 条に と ることとさ 行 \mathcal{O} (明 に 後に V 以 な 施 . う。 有 規 下この 規 お 治 行 定 定 は 正 効 期 兀 L 前 $\overline{+}$ 拘 す す 力 た す に る懲役 る法 る拘 項に 禁 当 年 れ を 行 有 該 た 刑 法 る 有 為 留 お (律第四· 律 罰 する 期 に 行 刑 則 対 \mathcal{O} \mathcal{O} V 议 為 **令** 以 う ŧ て を こととさ L 旧 \mathcal{O} 同 ち 下 \mathcal{O} 下 + 和 適 拘 て、 処 五 号。 留 懲 に じ 用 罰 兀 役 \mathcal{O} 限 \emptyset 年 他 は す に る。 項に 又 $\overline{}$ Ź れ 長 項及 法 \mathcal{O} 0 は 以 律 場 期 又 条 :第六十 禁 及 び 以 旧 お 下 合 は 例 7 : の U 錮 次 下 刑 に 改 VI \mathcal{O} は 法 短 は 条 $\overset{\sim}{\smile}$ て 正 お 規 それ 期を 項に 七号 12 \emptyset 第 「懲役 前 V 定 な お 十三条 若 て、 項 に お ぞれ に お 司 11 L 従 お ľ 第二 7 V り 前 くす に規 て 該 そ は な V 0 条 \mathcal{O} 旧 7 罰 廃 お 11 る 刑 定 う。 旧刑 拘 同 \mathcal{O} 則 止 拘 と長 留 じ する 規 ょ 前 前 法 留 定 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 禁錮 と 期 と に 例 \otimes 条 及 有 す 又 لح ょ る 例 V

(人の資格に関する経過措置)

る。

は 12 例 ょ 条 \mathcal{O} 規 期 拘 定 拘 禁 \mathcal{O} ととさ 刑 例 刑 に に 又 ħ は 処 ょ せ る 拘 6 こととさ な 留 れ お に た者 効 処 力 せ を有 れ は 6 る ħ 無 する 人 た 期 禁 者 \mathcal{O} 錮 資 格 ととさ に 処 に る 関 せ 他 b す れ \mathcal{O} れ る 又 法 た は 例 者 令 改 \mathcal{O} لح \mathcal{O} 正 規 前 規 定 定 若 有 \mathcal{O} 期 適 り 拘 禁 用 は 刑 に 廃 お 0 止 処 前 V 前 廿 7 \mathcal{O} \mathcal{O}

刑 ら れ 期 を た 同 者 じ は < 刑 す 期 る を 旧 司 拘 ľ 留 < す に 処 る 有 せ 6 期 れ た者 錮 12 とみ 処 せら な す れ た者と、 拘 留 に 処 せ 5 n た 者は

刑 法 等 \mathcal{O} __-部 を 改 正 す る 法 律 等 \mathcal{O} 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 \mathcal{O} 整

う経過措置

員 \mathcal{O} 与 関 す る 条 例 \mathcal{O} 部 改 正 に 伴 う 経 過

る条 る 員 係 訴 11 る る罪 をされた者 \mathcal{O} 給 例 合 部 を含む。 与 分 第 に に 9 関する条例第十三条に 限 九 き \mathcal{O} とみな る。 条 起 $\overline{}$ 不の三第 訴 例 \mathcal{O} をさ \mathcal{O} ず。 規定 施 同 れた 行 条 項 前 \mathcal{O} 例第 適 者 (第 に は 用 犯 +に _ お 号に 第五 九 0 た 条 禁 VY V て準 \mathcal{O} 係 条 錮 7 四第五 は る \mathcal{O} 十用する 部 規 上 定 拘 分 \mathcal{O} 項 禁 に に 刑 場合を含 限 ょ 刑 及 死 る。 る改 が び 定めら 刑 第二十一条第七 正 を 及 後 除 む れ CK \mathcal{O} 第三項 $\overline{}$ 7 12 員 V る お \mathcal{O} が 罪 項 V (第三: 定 に T 与 \Diamond (学 準 0 5 一号に き 用 校 関 n す 職 す 7

(学校 職 員 \mathcal{O} 給与 12 関 す る 条 例 \mathcal{O} ___ 部 改 正 に 伴 う 経 過措

第十三条 者とみ ts 号 関 はする条 12 る罪 $\overline{}$ 係 な る部 E \mathcal{O} す 規 例 9 ۲ き起訴 定 分 第 \mathcal{O} \mathcal{O} に 十二条の四第一 例 限 適 をされ る。 用 \mathcal{O} 施 に \smile 行 0 た者は、 (同 前 1/1 12 て 項 条 は 犯 例第 (第 一 第五 拘 た 十二条 禁刑 禁 号 条 錮 に が Ď 以 規定に 定 \mathcal{O} 係 上 8 五. る \mathcal{O} 第 部 刑 5 よる れ 五. 分 項 に 死 7 限 改 に 刑 1 る罪に る。 正後 を除 お V て準 $\overline{}$ \mathcal{O} 及 学校 つき起訴 び第三 甪 す 職 が る 員 定 をさ 場 項 \mathcal{O} \Diamond 給与に (第三 5 を含 れ n 7

(職 員 \mathcal{O} 退 職 手当 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 改 正 に 伴 う 経 過 措

なす。 関 + \mathcal{O} る ·四条 規定 る罪 す Ź 条例 \mathcal{O} 並 適 U 9 ٢ に第二・ 用 第 き \mathcal{O} 条 に +起 -六条第 訴 例 9 一十条第 をさ い \mathcal{O} 施 7 れ 行 は た 兀 項 前 項 並 拘 及 者 に 禁 U は 犯 第 刑 L U た 禁 五. 第 が 職 項、 定 五. 員 条の 錮 \emptyset b 以 \mathcal{O} 退職 れ + 規 上 七 定 \mathcal{O} 7 手 条 刑 い に 当に 第 る ょ 死 罪 る 関 刑 項 改 に を除 す 正後 9 (第 き起訴 る条例第 \mathcal{O} $<_{\circ}$ _ 号に をさ 員 係 二十条第 \mathcal{O} が れ 退 定 る 部 職 た \otimes 分 手 6 に 当に れ 項 限 7

弗三節 その他

経過措置の規則への委任

十五条 ر \mathcal{O} 章 に 定 8 るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か \mathcal{O} \mathcal{O} 行 V 要な 経過措 置 は

規則で定める。

附則

」の条例は、令和七年六月一日から施行する

令和六年十二月二日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元

裕

案を提出するものである。 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関 関係条例を整備したいので、この

— 38 **—**

第百二十九号議案

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

次のように改正する。 埼玉県産業技術総合センター条例(平成十四年埼玉県条例第八十四号)の一部を

加える。 同表第四項中ルをヲとし、 でとし、同表第三項中へを削り、トをへとし、チからヲまでをトからルまでとし、 別表第一第一号の表第一項中レを削り、ソをレとし、ツからム ニからヌまでをホからルまでとし、 ハの次に次のように ま いでをソか 2らラま

一試料	ピリング試験	(3) ピリン			
			五六〇円	一試料	試験
(9) ぬ れ					
(8) 粒 度					
験					
(7) 食 品			一項目	<u>ح</u>	円
		八五〇円	一試料	(7) 摩耗強さ試験	
(6) 防 水					円
5) 文 宿					
(4) E° U					
(3) 繊 度					
	一項目				
一、〇七〇	一試料	滑脱抵抗力試験	(8)	另妻第二第一号 4 妻第二項中	另 妻
	一項目				IJ ŧ
八五〇	一試料	お試験	(7) 摩耗強さ試験		
レまでとする。	セワから	カからソまでをワからレまでとする。	ワをヲとし、	、同表第七項中ヲを削り、	でとし、
ラからクまでをナからオま	らクまで	ナをネとし、ラか		別表第一第一号の表第五項中ネを削り、	別表
1、1110円	時間			高精度3Dスキャナ	11

		<u> </u>	加 え る。)	五〇円を加える。			
(8	め、同表第三項中	に 改 め、	と 間に ま	を増すご (一〇時	一 項○ 目		
)		<u>· · · </u>	八〇円	九	一試料		(2) 耐光性試験
						_	を加える。)
							ごとに九三〇円
							測定を増
<u> </u>		内)				1	三、三〇〇円
	五〇円を加える。)	時間以					∄ = = C
	を増すごとに七	$\widehat{}$::1::1)
を	(一○時間まで	一 項 目				に、	四、六八〇円
	九八〇円	一試料		耐光性試験	(3) 耐 光		
		一 項 目					七 六 C F
	五二〇円	試料	験 	による試験	(2) 溶剤に	,)
						,	七九〇円
							八四〇円
			Γ		を加える。		
				二 〇 円	ごとに九三〇		
				を増す	(一測定を増	川定	
測 定				〇 円	0 11 , 11	一試料	性試験
試料	験一	ぬれ性試	(8)			一項目	
項目				三三〇円	五、三	一試料	分布試験
料	布試験一一試	粒度分布試	(7)			一項目	
項 目		可欠	を 験	八〇円	四、六二	一試料	材料等の物性試
試料	材料等の物性試 一試	食品材料	(6)			一項目	
項 目	一百			六〇円	七二	一試料	度試験
試料	験 一	防水度試	(5)			一項目	
項 目				九〇円	- t		率試験
試料	験	収縮率試	(4)			一項目	
項 目 ——	 一 佰			四 〇 円	八	一試料	ン グ 試 験

		による測定	非接触三次元測定機
		_	_
		測定	試料
○円を加える。)	ごとに五、七八	(一測定を増す	一 五、 五 〇 〇 円
_	を	_	

) 3°	八	増す	〇 円		
_	を	-			\neg
による形状測定	(9) 高精度3Dスキャナ			による測定	8 非接触三次元測定機
					1/3%

			時 間			測定	試料
〇円を加える。)	ごとに四、五四	(一時間を増す	五、四一〇円	〇円を加える。)	ごとに五、七八	(一測定を増す	一五、五〇〇円
			(i Z	こ 女			

に改める。

附則

項、 布の日から施行する。 この条例は、令和七年三月一日から施行する。ただし、別表第一第一号の表第一 第三項、第五項及び第七項並びに別表第二第一号の表第二項の改正規定は、

令和六年十二月二日提出

埼 玉 県 知 事

大 野 元

裕

案 理 由

験に係る手数料の額を定め、並びに老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼 試験に係る手数料の額の定めを廃止したいので、この案を提出するものである。 新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試

第百三十号議案

 \mathcal{O}

一部を次

のように改正する。

埼 玉 県雨 埼 玉 県 雨 水流 出 水流出抑制施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例 抑 制施 設 \mathcal{O} 設置等 に 関 する条例(平 成十八年埼玉県条例第二十号)

加える。 管理する河 十六条第一 第一条中 項の規定に 川及び当該 \mathcal{O} 条 例 ょ 河 は」の下に 逋 り国土交通大臣 が接続する河 $\overline{\ }$ 河 Ш が Ш 定め 0 法 整備 昭昭 る が完了するまでの 河川整備基本方針に基づく 和三十九年 法律第 間におい 百 六十七号) 、て」を 、知事の 第

降目

」の条例は、公布の日から施行する。

和六年十二月二日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元

裕

案 理 由

県雨 市 る 河 中 川流 娸 水流 的 \mathcal{O} 出 域に指定され 綾瀬川等の 違 抑 制施設 V を 明 河川 確 \mathcal{O} 設置等に関する条例 たことに伴 化 Ĺ 流域が特定都 た VY \mathcal{O} で、 V, こ の 当該 i 市 河 案を提 と同 流域 川浸水被害 法 内 出 に に お する 9 対策 V V ŧ て、 て引き続き適用 \mathcal{O} 法 である。 雨水流出 の規定に基づく 抑 され 制 対策に対 る埼玉 、特定都

第百三十一号議案

定都市 河 Щ 浸水被害対策法施 行

以下「法」といる一条 この条例に う。 は、 の定 施 都 行 市 に河 つ川 い浸 て 水 必 被 要な事 害 対 策 項 法 を定 棄 8 成 るも 十五 年 \mathcal{O} とする 法 律第

(定義)

第二条 この条例 お V て使用 す る用 語 は、 特 別 \mathcal{O} 定 め が あ る場合 を除 お

いて使用する用 語 \mathcal{O} 例 ょ

(雨水貯留浸透施設 \mathcal{O} 標識 0 設

第三条 法第三十八条第三項の 標 識は 次に掲 げ る 事 項 んを明 示 た ₽ \mathcal{O} とす

- 雨水貯留浸透施設 の名 称
- 雨水浸透阻害 行為に 関す る工事 \mathcal{O} 検 査 済 証 番
- 雨水貯留浸透施設 \mathcal{O} 容量 (容量 \mathcal{O} な V 雨 水 貯留浸透 施設 に あ 0 7

及 び 構造の 概要

者 は知事の許可 雨水貯留浸透施設 を要する旨 が 有 する 機能を阻 害するおそ ħ \mathcal{O} あ 行 ようとす

る

為

を

Ŧī. 雨 水 貯留浸透施設 \mathcal{O} 管理者 及 び そ \mathcal{O} 連 先

六 標識 の設置者及びその連絡 先

2 前 項 0 標識 は 雨水貯留浸透施 設 \mathcal{O} 周 辺に 居 住 又は事 業を営 む 者 \mathcal{O} 見や

い場所 12 設け るも \mathcal{O} とする。

(保 全 調 整池 \mathcal{O} 標識の設置)

四条 法第四 十五条第一項の 標識は、 次 に掲 げる事 項 を 明 示 たも \mathcal{O} とす

- 保全調整 池の 名 称 及び指定番号
- 保全調整 池 の 容量 及び構造 の概 要
- 保全調整 池 が 有する機 能を阻害するおそれ \mathcal{O} ある行 為をしようとする は 知

事 届 け 出 な け れ ば なら な い旨

兀 保全 調 整 池 .<u>.</u> 管理者及びその 絡先

Ŧī. \mathcal{O} 設 置 及び そ \mathcal{O} 連絡 先

前 項 \mathcal{O} 識 は、 保 全 調 整 池 \mathcal{O} 周 辺 居 住 又 は 業を営 む \mathcal{O}

に設 け る \mathcal{O} とする

貯 留 能保 全 区 \mathcal{O} \mathcal{O} 設 置

第五 条 第 五 应 条第 項 \mathcal{O} 標 識 は 次に掲 げ る 事 項 明 示 た ŧ \mathcal{O} とす

- 留 機 能 保 区 |域 \mathcal{O} 名 称 及 U 指 !定番号
- 貯 留 機 能 保 全 区 域 \mathcal{O} 位

三 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

几 標識 の設置者及びその連絡先

2 V 前項 0 標識 は、 貯留機能保全区域 Ô 周 辺に居住し、 又は事業を営む者の見やす

場所に設けるも のとする。

(委任)

第六条 この条例 0 施行 に 関 し必要な事項は、 規 則で定める。

附 則

この条例は、 布 \mathcal{O} 日 カュ ら施行する。 ただし、 第三条の 規定は、 令和 七年 七月一

H から施行する。

令和六年十二月二日提出

埼 玉 県 知 事

大 野

元

裕

提 理 由

市河 たいので、 中 乢 川流域に指定されたことに伴い、 綾瀬川等の河川流域が特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づく特定都 この案を提出するものである。 同法の規定により設置する標識の基準を定め

第百三十二号議

埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

次のように改正する。 玉 県工業用水道料金徴収条例 昭昭 和 四十 一年埼玉県条例第六十五号) の 一 部を

十五円五銭」を「六十円九十六銭」に改める。 第二号中「二十九円二十九銭」を 第三条第一項第一号中「二十二円五十三銭」を 「三十九円六十二銭」に改め、 「三十円四 人 銭 同項第三号中 に 改め、 同項 四

附 則

こ の 条例 は、 令和七. 年 应 月 日 カン ら施行する。

2 \mathcal{O} 算定 この条例の施行後最 につい ては、 なお 初に 従 前 到来する検針日までの \mathcal{O} 例に よる。 間 に係る月分 \mathcal{O} 工業用: 水 道 料

令和六年十二月二日提出

玉 県 知 事

大 野 元

裕

この案を提出するものである。 工業用水道事業の健全な経営を図るため、 工業用水道料金 \mathcal{O} 額を改定したい ので、

理

由

第百三十三号議案

埼玉県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県水道用水料金徴収条例 (昭和四十三年埼玉県条例第十二号)の一部を次の

ように改正する。

第三条中「六十一円七十八銭」を「七十四円七十四銭」 に改める。

附 則

この条例は、 令和八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に供給した水道用水の料金の額につい ては、 なお従前の

例による。

令和六年十二月二日提出

埼 玉 県 知 事

大 野 元

裕

理 曲

この案を提出するものである。 水道用水供給事業の健全な経営を図るため、水道用水料金の額を改定したいので、

第百三十四号議案

玉 \mathcal{O} 公 玉 を次 員 安 委員 \mathcal{O} 会等が ように が 行 う 改 行 正 う する 事 に 関 務 す に 関 る す 手 る 手 料 数 条 例 料 条例 $\widehat{\overline{\mathbb{Y}}}$ 成 \mathcal{O} + _-部 年 を 埼 改 正 玉 す る 条 例 \mp

(1) 中 千六 六百 八百 転免 第九 改め 第二号に 千 百円 百 百 験 \mathcal{O} 別 百 七百 千 に、 Ħ ホ 九 円 百 許 五. 百 中 表 \otimes 百 五 五 証 千 **(技** . 円 + 中 七百 五. 円 百 条 第 を 0) 千 同 四四 号 七 同 「三千三百 八 を 一一六千 七 項 円 六 号 運 +能 司 五. 口 下 九 転免 「免許 十円円 (に規定: 項 第 を る 百 千 兀 円 円 試 法 百 (2)百 百 を を __ \mathcal{O} に、 . 験 第 五. (1) 五. 千 千 項第二号に 円 中 五. V 」を 八百 九 う。 項 中 百 許 に + 免 千 九百 九百 に、 円 改 証 に Ξ. 加 12 円 証 千 +許 円 を す 兀 千 等 る免許 円 8 七 改 円 八 証 以 え、 0 (技能 九 下 Ė 七 五 四四 に 千 七 に を 条第 交 下 0 百 V 七 \otimes 百 同 に、 百 改 \mathcal{T} 改 掲 円 に 付 五 免許 百 + 百 \mathcal{O} (1) 種 几 百 同 九 法第 円に、 を 運 行 め、 円 試 号に \aleph \mathcal{O} 別 百 円 号 千五十円 同 げ 五. 改 証 百 中 __ 八八百 . 号 を 表 験 項 +8 等を 転 「三千三百円」 五. \mathcal{O} う = る (第二号に 同号 試 に 改 (2) 中 事 円 千五 に 同 九 証 + 免 を お ハ 千 改め、 験」 号へ に、 十七七 お (2)項 円 許 等 同 千 い VI 円 に う。 Ø $\overline{}$ Œ 九 号 T イ 中 百 に V 証 「六千 千 (3)運 て を「二千 (3)条第 を「四千五百五十 改 改 八 0 百 \neg 口 五. 千 「七千 を「七百五十円」 同 転免 四千 同号ホ 掲げ 中 九 同じ 中 百円」 五. 8 五十円」に (1) 技能 V \otimes 表 _ 九 百 九 て 中 四四 下 _ 円 第四 三千 に 許 -二条第 る事項 六百五 行う試 この 百 項第二号に 八 五. 円 百 同号 千 試 百 改め 千 $\overline{}$ (百円) (2) 中 千 百五 に 証」を「免許証等」 Ħ 許 九 験 を 号 五. 転 号 -七百五 百 + を「千 表に 金 百 九 改 口 免 0 円 十円」 . 験 _ E + 五. 百 \aleph を (3)許 千 額 円 <u>ー</u>イ 同 $\overline{+}$ を 改 同 円 9 中 お 証 六 \mathcal{O} い 千 を 号 · 円 を 掲げ う。 欄 8 法 に 円 同号 九百 六 VI +に改 運転免許 百 同 二千五 11 ハ 三千 百 円 を 七 て 九 を 第 \mathcal{O} 改 を て を 「二千 五. 技 三手 (1) Ħ Ħ に 改 行う 百五 法 司 九 四四 る事 百五. め、 + 次 同 \otimes \sim 「七千 中 + = (2)を 「千 能 第 に じ 円 九百円」 を 「千 千 ,項に め、 五百 百 五 証 中 試 九 中 +試 +を 司 同 九 に、 $\overline{}$ 又 円 験 号 加 条 六 + 改 円 う 几 に 百 ごに 第 は 百 七 千 百 8 円 + を 九 え、 \sqsubseteq 運 三 三 同号ニ(1)中 口 0 改 ハ に、 百五 を 五. 五. 「八百円」 円 改 中 五 V に 九 (3)百 免免 め 百五十 改め 同 項 二千 同 九 百 て 同 六六 号ホ 許証 円 行 能 Ξ. + \equiv $\overline{\underline{}}$ 緷 +規 五. 兀 項 う

種 運 転 免 許 又 は 第二 種 運 転 免 許 に係る 免許 証

(1) 同 法 第 九 十二条第 項 \mathcal{O} 規定による交付を受け る場 合 \mathcal{O} う 5 (2)に 掲 げ

二千三百三十円(日と司ン・)で第一重重云色なるもの以外のもの

 \mathcal{O} 円に、 二千三百 うち二以 て 複 与 数 える 五. 免 上 許 \mathcal{O} +免 種 円 取 許 得 類 者 \mathcal{O} 日 種類 _ 免 を 許 と 同 V ごとに二百円を を じ う。 受 < け L る $\overline{}$ 7 12 第 対 以 す 種 加 下こ る 運 え 交 転 た 付 \mathcal{O} 免 号 に 許 及 あ 又 び は 0 第六号 て 第 は、 種 <u>二</u> の二に 運 転 百 免 五お許

- (2)<u>ニ</u>に の二第 証 同 等 法 お 行 \mathcal{O} 第 V _ 令 更新 項第三号に該 九 7 第三十三条の 十二条第 特 を受け 定 試 験 ることができな _ 免除 当し 六 項 \mathcal{O} \mathcal{O} て 同 二第 者 規定によ 关 لح 項 号 \mathcal{O} V に掲げ 5る交付 う。 規 か った者で 定の $\overline{}$ 適用 を受け に る 係 Þ を受け るも むを得 あって、 る場合 \mathcal{O} た な t 司 V \mathcal{O} 法 理 う \mathcal{O} 第 由 5 (第 九 道 \mathcal{O} 六 +路 た 号 七 \emptyset 交 条 免 \mathcal{O} 涌
- (3)え る免 法 許 第 九 _ 十 五 種類ごとに二百 条の二第十 一 円 を 項 加え \mathcal{O} 規定による交付 た額 を受け る場

二千百

円

(複数免許

取得

者に

対

する交付

にあ

0

て

は、

千

九

百

円

与

口 運 転 免 許 に . 係る免 許 証 二千五 百 五.

+

円

百

円

五. と を「千四 六 中 号 免 中 \mathcal{O} 運転 許 表第 運 兀 証 同 七号 百 中 免 転 表 同 円 表 三千五 許証 を 免許 第六号の 中第六号の三を第六号 \mathcal{O} 証 表 許 再 を 第六号事務 百 五 証 交付 次に次 免免 「千二百 十円円 許証 手数 12 \mathcal{O} 1円」を 料 \mathcal{O} 「二千二百 に、 を 号を加える 種 を 別 三手 免免 「千百五 \mathcal{O} 千 \mathcal{O} 兀 欄 六 百 五. 許 کے 中 十円」 五十円 百 証 五. 再 運 岜 十円 同 交 転 表第六 を 付 免 を に 「二千六 手 許)「千五十日 数料 改 に 証 号 め、 改 \mathcal{O} 8 を 百 同 に ||号を同 円 中 同号 円 改 免 8 許 千 を に 証 改 兀 司 改 司 表第六号 百 表第 8 8 号 に 五. 改 1 六号の 中 め 口 口 円 の 三 表第 号 運 司 口

ごとに二百円を加えた額)		より読み替えて適用
百五十円に、与える免許一種類		十五条の三の規定に
者に係る記録にあっては、千三		の記録又は同法第九
千五百五十円(複数免許取得		許情報」という。)
もの		号において「特定免
録のうち22に掲げるもの以外の		免許情報(以下この
規定による申出をする場合の記		の規定に基づく特定
(1) 同法第九十五条の二第六項の	録手数料	九十五条の二第三項
イ 特定免許情報の記録	特定免許情報記	六の二 道路交通法第

二項第 第二項 う。 る免 法第 く 免 する同 第十二号 同 以 許 九 許 法 項 下 +情 0 \mathcal{O} _ 情 第 法 \mathcal{O} にお 号に 規定 <u>.</u> 書 報 五. 報 百 規 第 換 条 記 定 \mathcal{O} 記 六 九 録をいます 水の二第 に + 号 条 若 え V 録 基づ 及 7 (同 \mathcal{O} l てド

> ŧ のうち 定 \mathcal{O} 司 に 法 ょ 第 る 九 定 申 十五. 試 出 験免除 をする 条の二第 場合 者に 六 係 項 \mathcal{O} 記 る \mathcal{O}

五. とに二百円 千三百 12 円 係 に、 る 記 五. 与え . を 加 録 + に 円 る免許 えた あ (複 0 数 7 額 免 は、 __ 種 許 千 取 類 百

(3)(4)場合 不交付 及 び \mathcal{O} 規 司 同 第 定に 法第 法 第 + 申 一一号に よる 九 出 百 +一条 لح 单 五. V お 出 \mathcal{O} 条の二第六 う。 几 11 (以下この 一の二第二 て「更新)をす 八 百 項 円 時 号 項 \mathcal{O}

免 許 項 若 付 あ 付 付 許 \mathcal{O} 項、 定 0 と に 又 \mathcal{O} L 千 申 保るも くは第百 ては 定 出 によ 同 は同 に係るもの 五. 規定による免許 第九十五 に 百 \mathcal{O} 時に記録を受け よる免許証 円 V る 法 車 百 \mathcal{O} 同 ず 第 を除く。 れをも __ 条 円 出 九十四条第二 .法第. を除 条の二第十 及 0 Ţ 更新時 匹 九 証 (仮運転 L $\overline{}$ |の二第 + る場場 な (仮運 \mathcal{O} $\overline{}$ V 再 条第 場合 合 \mathcal{O} 一項 不 交 交 項 転 交 _

二条第二項の n 記 \mathcal{O} 読 同 録 几 4 法 第二 替え \mathcal{O} 第 書 九 十 五. · 換え 項 て適 規 0 定又は同 用する 規定による免許 条 \mathcal{O} \equiv 司 \mathcal{O} 法 法第 規 第 定 九 百 に 情六 十 よ

口

法 許 千 五 九 係る 百 Ŧī. Ŧī. 十円 もの 条の二第四 を除く。 免 許 項 証 $\overline{}$ に規定す (仮 及 CK 運 同 転

書換え えにあ ド 保 えた える 力 証 する者(以下この号におい 有 許 免 って 免許 にあ 許 額) K 報記 保 証 許 0 有者 は 情 免 百 ては千三百 V 報 · う。 · を 除 許 円、 類ごとに 記 個人番号 録 情 複数 個 報 に係る書 記 人 五十 $\overline{}$ 免許 番号 <u>一</u>百 録 力 に 個 て 係 円 円 取 力 人 ド 番 る

号 ハ (2) 中 円」を 千 五 千 五 同号 同 +二千五 を「三百五十円」 を「二千 百百 五. + 別 十円」 ·円」を 円」を に 百五 に 同号口 五. = 口 1 表 イ に 万二 (6) + 改 中 改 に を 六 百 た か、 百 五 中 中 円 +- 二千 改 め、 六 五. 七 「四千四百 「二万千五百円」 ただし 百 十円を」 万 し書中 千 千五 円 め、 三三千 号 を「二千円」に 九 三千 十円」 同号ニ 五. を 同 号 円 七 \mathcal{O} 百 に 同号 千 百円」を「千 千 百 五. 「二百円」 表 円」を 百 改 百 に改め、 六 書 に 第 九 五. に \Box 「二千三百 円に に改 百五十 め、 百 五 円 を (3)五 改 改 ハ (5)円 百五十円 中「三百 八 た 」を「千五百五十 + 8 中 号 を \otimes 二二千 中 だ 十円 円」に改め、 同号ハ(6) 「六千三百 \aleph 1 「千九百円」 「三千七百 に改 改 を し書 改 司 同 同 中 8 九百円」に -六百円」 ごに 号ハ 8 どに 五十 号 号 「二万二千二百円」 五 円」を「三百五十円」 同号イ(1) 「二万三千 かめ、 中 を 口 口 同号ハ 十円 改め、 ただ 同号イただし書 中 (1) 中 中 円 「千百円 改 「三千六百五 同号 五.十 を」 円 め、 $\overline{}$ 「二千五百五十円」を「二千四 に改め を「千八百五十円」に改 」を「三千七百 中 同号二(2)中 「千二百五十円」を「千二百円」 改め、 中「一 户 円」に改 同号 四百 万 同 書 を「二千九百五十円を _ (1) 中 四千円」 を」を「千三百五十 に 号 九千五百 に 旧円」を ハただ 改 口 同号ハ(5)中「二千六百五十円」を「二 万四千 改 同表第 十円 四四 (2)九 に改め、 め、 め 中「二千四百円」を「三千円 百 中 「七千四 千 円 し書中「千 に改め、 を「三千八百円」に改め、 「二万三千 同 「六千 円 同号イ(5) 十号イ 五十 七百 に を を 改 ハ を 口 百円」 (1) 中 円 同号 百円 め、 九 円」を「一 「一万九千八 中一一 「三千八百円」 中 同号口(1) 円を」 中 七 百円」 同号 に改め、 <u>=</u> (1) め、 」を「六千二百 百 $\overline{}$ 「千二百五十 百 に、 五. を「七千 「二千三百五十円」 万千八 五 万 四 中 同号 +百 ハ に、 +円に 中 万 を「千三百五 中「三千五百 「四千二百五 五. 円 四千四 千五 同号ニ に改 百 口 百 五 Ħ 九千 七 (6) 百 に に 百五十 め、 改 円 を 」 百 改 改 -六百 五十 に改 め、 百五 (4)五. \otimes 同 +中

五.十 に改め 九百 書中 め、 子 千 号 同号 中 Ä 七百 Ħ 三百 = 中 を に改 五十円 同号ハ 四千 運転免許 二(3)中「二千五百 円 八 二千五 万二千 め、 四百 百 に 中「千六百 」を「千九百五 五. 改 +証」を「免許証等」 同号ニ中 五. \aleph 十円円 十円」に、「 円 兀 同号 百 五. を 五十円」を 五 に + 千円」 三千 ハ 改 円 十円」を (4)十円」に、 8 及 を CK 四千四百 九 を「千百円」 同号 百五 (5) $\overline{}$ に改め 「二千六百円」 一千八百 中 万二千 三 (2) 中 +「千三百 二千五 Ė 円」を「五千五十円」 門」に、 同号中 に 改 め 八百五 「二千五十円」を に改め、 円 百 五 i. に 十円」 を 改め、 「運転免許証 十円」を「二千 同号 「千三百五 「三千百円」 同 に改 表第十二号事務 同 = (1) 表第十一号イ に改め、 中 \aleph 「二千百円 +更新手数 「四千二百 を「三千 同号 七百五十円」 \sqsubseteq 二た 同 に 号 中 に改 五. 口 五十 だ 千 百

免 証 等 許 更新 証 \mathcal{O} 手 有効 数料」に 期 間 \mathcal{O} 改 更 め、 新 同号 司 時 金 に 額 免 の欄 許 情 を次の 報 記 録 ように改め \mathcal{O} 有 効 期 間 \mathcal{O} 更 新 け

る

場合を除

(1)て行う更新申 をする場合 同 法第 百 _ 条 請 書 0 \equiv \mathcal{O} 提出 \mathcal{O} _ 第 议 __ 下 項 \sum_{i} \mathcal{O} \mathcal{O} 規 号に 定 12 お ょ る V て 経 経 由 地 曲 公 安委 申 二千七 請 員 とい 会を 百五十円 · う。 経 由 $\overline{}$

(2)更新 時 不 交 付 申 出をする場合 ·経 由 申 請をする場合 を除く

経 由 申 請 及 U 更 新 時 不 交 付 申 出 \mathcal{O} V ず れ をも L な 11 場合

(3)

口 る 場合 を 情 除 報 く。 記 録 \mathcal{O} 有 効 期 間 \mathcal{O} 更 新 同 時 に 免 許 証 \mathcal{O} 有 効 期 <u>二</u>千 間 \mathcal{O} 更新 百 を受け 五. +円

(1) よる をすると 申 由 出 申 き 請 (以 下 をす この号及 る 場合 で び次号に あ 0 て、 お 可 法 V 第 て 百 経 _ 由 条 [地書換: \mathcal{O} \mathcal{O} 申出 第三 項 と V \mathcal{O} う。 規 定 $\overline{}$

(2)由 申 請 をす る場合で あ 0 て、 経 由 地 書 換 申 出 を L な V とき

九 百 Ŧī. +円

<u>二</u>千

百

円

証 \mathcal{O} 有 効 期 間 \mathcal{O} 更新 及 Ű 免許 情 報 記 録 \mathcal{O} 有 効 期 間 \mathcal{O} 更 新 (3)

経

由

申

請

を

L

な

V

合

ノヽ (1) 由 申 請 を す る 場合で あ 0 て、 経 由 地書換 申 出 をす 、るとき

五 百 円

(2)

経

由

申

請

す

る

場合

で

あ

0

て、

経

由

地

書

換

申

出

を

な

11

とき

(3)

経

由

申

請

を

な

VI

二千八百五 十円

二千 九 百 五. +円

— 51 **—**

千三百

円

別表第七号の表第十二号の二 中 運 転免許証」 を 「免許 証 等 に 改 同号金額

 \mathcal{O} を次 のように改める

経由地書換申出をしない 地 書換 申 出をす る 場 場合

七百五十

円

七

百

年総 にお \mathcal{O} 百円 五. て 理府 V 円 表 て準用 」に改め 用 第 次 を 令第六十号) 七 の一号を加える。 「千百五 する場合を含む。 号 する場合を含む。 、同表第十二号の 表 十円」に改 第 十二号 第三十条の $\stackrel{\smile}{}$ Ď 三中 め 十三第 四 中 同号を同 「第百五条 第 第 百 「第百四条 兀 項 表第十二号の 百 条 五. の二第二項」に、 \mathcal{O} を 条 匹 の二第五 「第三十条の \mathcal{O} 第 四第七項 項 五とし、 同 項 (同法 に、 千 百 同表第十二号の三 第百五条第二項 百 五. 条第二項に 円」を「千百 項」 昭 和三十五 に、 お

					経歴情報の記録	の規定に基づく運転	第百五条の二第四項	十二の四 道路交通法	- 1000000000000000000000000000000000000
							録手数料	運転経歴情報記	
百円)	時に記録を受ける場合にあっては、	づく運転経歴証明書の再交付と同	第三十条の十一第一項の規定に基	(昭和三十五年総理府令第六十号)	の規定による道路交通法施行規則	交付又は同法第百五条の二第五項	の規定に基づく運転経歴証明書の	九百円(同法第百五条の二第二項	

四 百 七百 百円」 百五十円」 を「二千百五十円」に改 表第十四号イ 号ヌ(1)中 め、 表第 円」を「千 五十円」に を「二千四 同号ヌ(4)中 同号ホ(2) を「三千五十円」 七号の 同号ニ(2)中 を「二千五 「二千百五十円」 中 八百五十円」に改め、同号リ中 改め、同号ト中「三千百円」を 中「四千 百円」 表第十三号中 二千五 「七百五十円」を「八百五十円」 「三千五百円」を「三千八百円」に改め、 に改め、同号ニ 百 円 に改め、 五十 め、 百五十円」を「二千七 を「四千二百円」 を「二千三百 户 同号ヌ(3)中 「二千三百五十円」 に改め、 同号ホ(1)中 (1)中「四千四百五十円」を「四千六百五十円」 二千 円 同号 に改め、 「四千百五十円」を「四千三百円」に 「三千二百円」に改め、 「七百五· 百円」に に改め、 七百円」を「二千八百五十円」に改 ル に改め、同号ロ を次 を「二千二百五十円」 同号へ 0) 十円」を「九百円」に改め、 同号ヌ(2)中 ように 改 か、 中 同号ニ(3)中 改め 同号ヌ(5) 「千五百円」 中「二千三百五十 る 「二千五十円 同号チ中 に改 中 「二千八 め、 千 千

- 同法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習
- (1) 同法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに 規定する優良運転者に

対する講

を電 以 五. の号に 下 気 百 通信 円 この号に (公安委員会の お 口 線で接続 VI お て V 司 て r. L 「オンライ た電子情報 使用に係る電子計算 と講 習を受け ン講習」という。 処理 る者 組織を使用する方法による講習 機 \mathcal{O} 使用 (入出 に にあっ 力装置 係 る 電 を含 ては、二百 子 計 算 む。 機と 以

(2)対 する講習 同 法 第 九 + 五. 条 \mathcal{O} 六第一 項 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 備考 \mathcal{O} ハ に規定する 般 運 転者

百 円 **・**オ ンラ 1 ン 講 習 に あ 0 て は、 二百

- (3)0 \mathcal{O} うち \mathcal{O} 同 基準に 対する う。) 法 家公安委員会規則第 特定基準 第九十五条 講習 該当 第八条第一 不該 な \mathcal{O} 六第一項 当者 ٧ì 者を 項で定める道路交通法施行 四号。 (運転免許に係る講習等 ١V う。 \hat{o} 以下この 表の備考一のニに規定する違 以下この 号及び次号にお 号におい 令第三十三条の に関する規 て同じ。 11 て 「講習! 則 反運 でないも 千四百 伞 七第二 転者 規 ·成六 円
- (4) \mathcal{O} うち特定基準不該当者であ 同 法 第九十五 条 \mathcal{O} 六 第一 項 るもの \mathcal{O} 表 \mathcal{O} に対する 備考 <u>ー</u>の 講習 ニに 規定する違 反運転者等

百円 (オンライ ン 講 習にあ 0 ては、 二百 円

号ヲ(2)中 別表第七号の表第十四号ヲ(1)中 「二千九百円」を「二千九百五十円」に改 「六千四百五十円」 め、 を 同号ワ 「六千六百円」 を次 \mathcal{O} ように改める。 に改め、 同

- ワ 同法第百 八条の二第一項第十三号に掲げ る講習
- (1) 置を含 う。 自動車等 を含む講習 (これに準ずるものとして講習規則第八条第二項で定め を使用する指導 (以 下 この号に お VY 7 「実車等指導」と 一万二千九百円 る V 装
- 実車等指導を含まない 講 習

九千三百五十

円

ヨを次のように改める。 別表第七号の表第十四号カ 中 「二千二百五十円」 を「二千六百円」 に改め、 同号

 \exists 同法第百八条の二第 一項第十五号に掲げる 講 漝

一時 間につき

<u>二</u>

百

円

別表第七号の表第十四号金 額 \mathcal{O} に 次 \mathcal{O} ように 加える

タ 法第百八条の二第 項第十六号に掲げる 講

間

に

つき

二千五十円

家公安委員会規則第四号。 別 表第七号の表第十五号イ 以下この号に 中 「運転免許 お V に係る講習等に関する規則 T 講習 規 則 と V う。 (平成六年国 を「講習

備考中 五十円」 規則」 四 百 円」を に、 「運転免許 に改め、 「千三百五十円」に、 「六千四百五十円」を「六千六百円」に、 同表第十六号中「九百円」を「千円」 証」を「免許証」 「二千八百五十円」 に改める。 に改め、 を 「二千九百円」を「二千 「三千百円」 同表第十七号中 に改め、 同表 九百 千

別表第八号を次のように改める。

八 自動車 の保管場所の確保等に関する法律 (昭和三十七年法律第百四十五号)に

基 づ く手数料

事務の種別	名称	金	額
自動車の保管場所の確	保管場所確保証		二千百円
保等に関する法律第四	明書面交付申請		
条第一項の政令で定め	等手数料		
る書面の交付又は同項			
ただし書の政令で定め			
る通知の申請に対する			
審查			

附 則

- 1 規定及び次項 $\vec{\ \ }$ \mathcal{O} 条例 は、 0) 規定は、 令和七年三月二十四 令 和 七 年四 月 日 日 から施行 カュ ら施行する。 する。 た だ 別 表第八号の 改 正
- 2 日 申請をした者に $^{\circ}$ (昭和三十七年 11 以後である場合につい 別表第八号 ては、 なお \mathcal{O} -法律第 従 対する改正 改正規定 前 \mathcal{O} 例 百 $\overline{}$ に 兀 \mathcal{O} よる。 適用 施行 後 +五 号) \mathcal{O} 別表 \mathcal{O} 日 当該 第四条第 第 前 に自動 八 号 通 知 \mathcal{O} 規定は、 一項ただ 車 \mathcal{O} \mathcal{O} 日 が当該 保管場所 当 L 該通 書 施 行 \mathcal{O} \mathcal{O} 確保等 知 政 \mathcal{O} 令 日 \mathcal{O} で定 前 日 が で に ある場合に 当 8 関 該 す る 施行の 通 る 知 法 \mathcal{O} 律

和 六年 十二月二 目 提 出

玉 大 元 裕

提 理 由

管場 テ 道 るもの 所標 路交 通法 章 である。 \mathcal{O} 交付又は再交付 等 \mathcal{O} 一部改正に 伴 \mathcal{O} 手数料 11 特定免許情報記録手数料等 の定め を廃 止する等 したい \mathcal{O} 額を定め、 \mathcal{O} で、 こ の 案を提 及び保

出